

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 22 日

一般社団法人日本病院会 御中

厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室

医療費助成のオンライン資格確認ができなかった時の代替措置について

厚生労働行政につきまして、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードを活用した医療費助成（公費負担医療及び地方単独医療費助成をいう。以下同じ。）のオンライン資格確認については、令和 8 年度中に全国規模での導入を目指しているところです。

当該事業に先行実施として既にご参加いただいている自治体・制度においては、医療機関等の窓口でマイナ保険証をカードリーダーにかざすことにより、医療費助成の資格確認を行うことができるとともに、利用者はマイナポータルにおいて医療受給者証の情報を確認できるようになっています。

これまで、マイナ保険証をカードリーダーにかざした際、機器の不具合等の何らかの事情により読み取りができず、資格確認が行えなかった場合には、医療保険（※）とは異なり、マイナポータルによる対応はできず、医療費助成においては紙の医療受給者証の提示が必要となっていました。

今般、令和 8 年度末には 1,400 を超える自治体が医療費助成のオンライン資格確認を導入予定であることを踏まえ、利用者の利便性向上の観点から、令和 8 年 5 月 25 日より、マイナポータルにおける医療受給者証の表示画面を見直し、マイナポータルによる代替措置を可能とすることとしました。

貴会におかれましては、本件について御了知いただくとともに、貴会会員に対する周知に御協力くださいますようお願いいたします。なお、本見直し内容については、関係省庁及び関係部局と協議済みであることを申し添えます。

また、マイナポータルにおける健康保険証の表示画面についても、マイナンバーカードを搭載したスマートフォンのみを持参した場合に対応できるよう、記載の見直しを行いますので、あわせて御承知おきください。

（※）医療保険においては、「マイナンバーカード及びマイナポータル画面の提示」（マイナンバーカードを搭載したスマートフォンのみを所持している場合には、その場でログインの上、マイナポータル画面のみの提示）による代替措置により、資格確認を行うことが可能とされています。

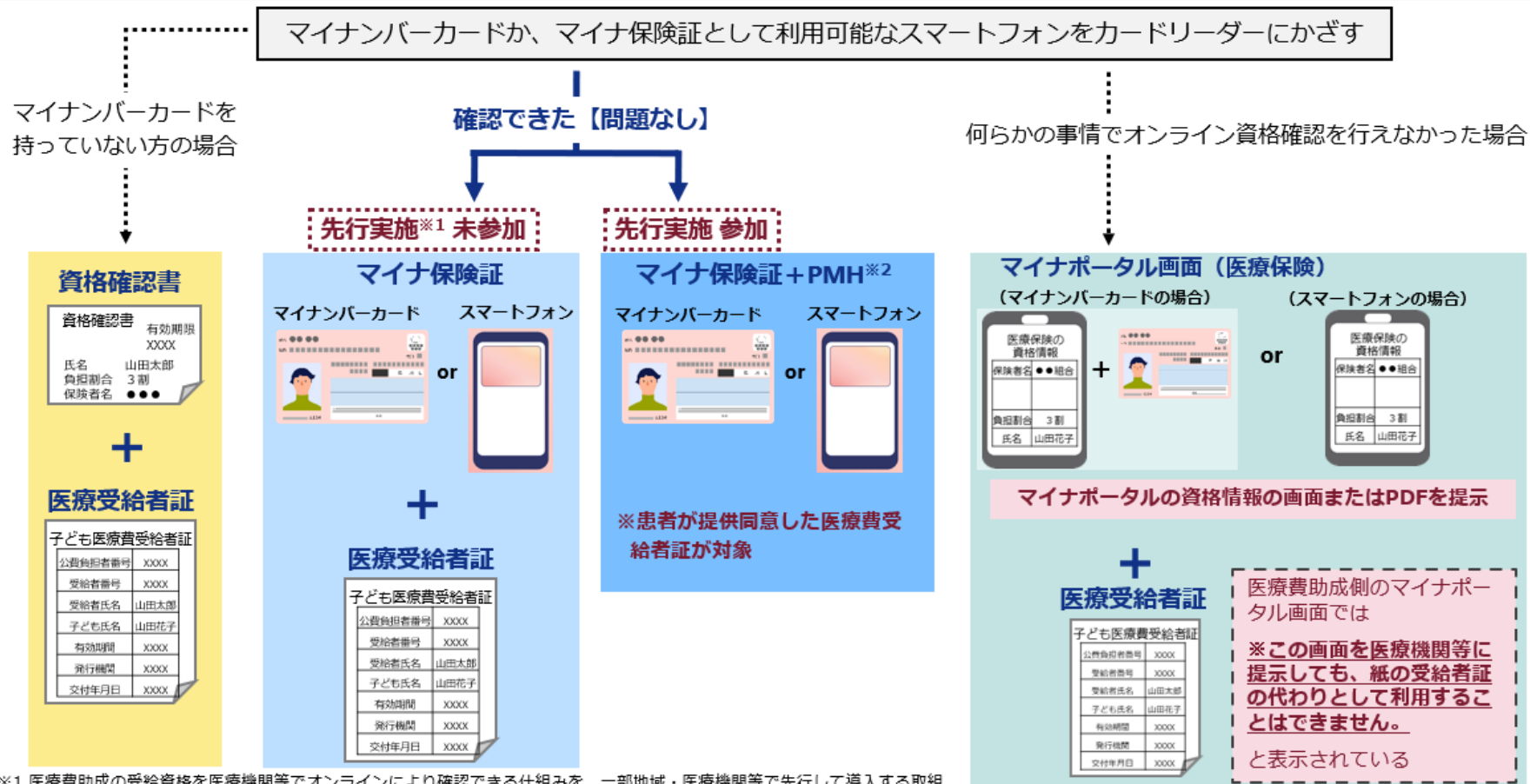
【照会先】

厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室

E-mail : jousan@mhlw.go.jp

マイナ保険証による医療費助成の資格確認方法 ※現行

- 何らかの事情によりマイナンバーカード（スマートフォンを含む）が読み取れずマイナ保険証で資格確認が行えなかった場合、医療保険においては、マイナンバーカードとマイナポータル資格情報の画面またはPDF（マイナンバーカードを搭載したスマートフォンの場合はその場でマイナポータルにログインし、表示された当該画面のみ）を提示するという代替措置で資格確認が可能。
- 他方で、医療費助成においては、代替措置が設けられておらず、医療受給者証を持参していない場合は現物給付を受けることができない状況。



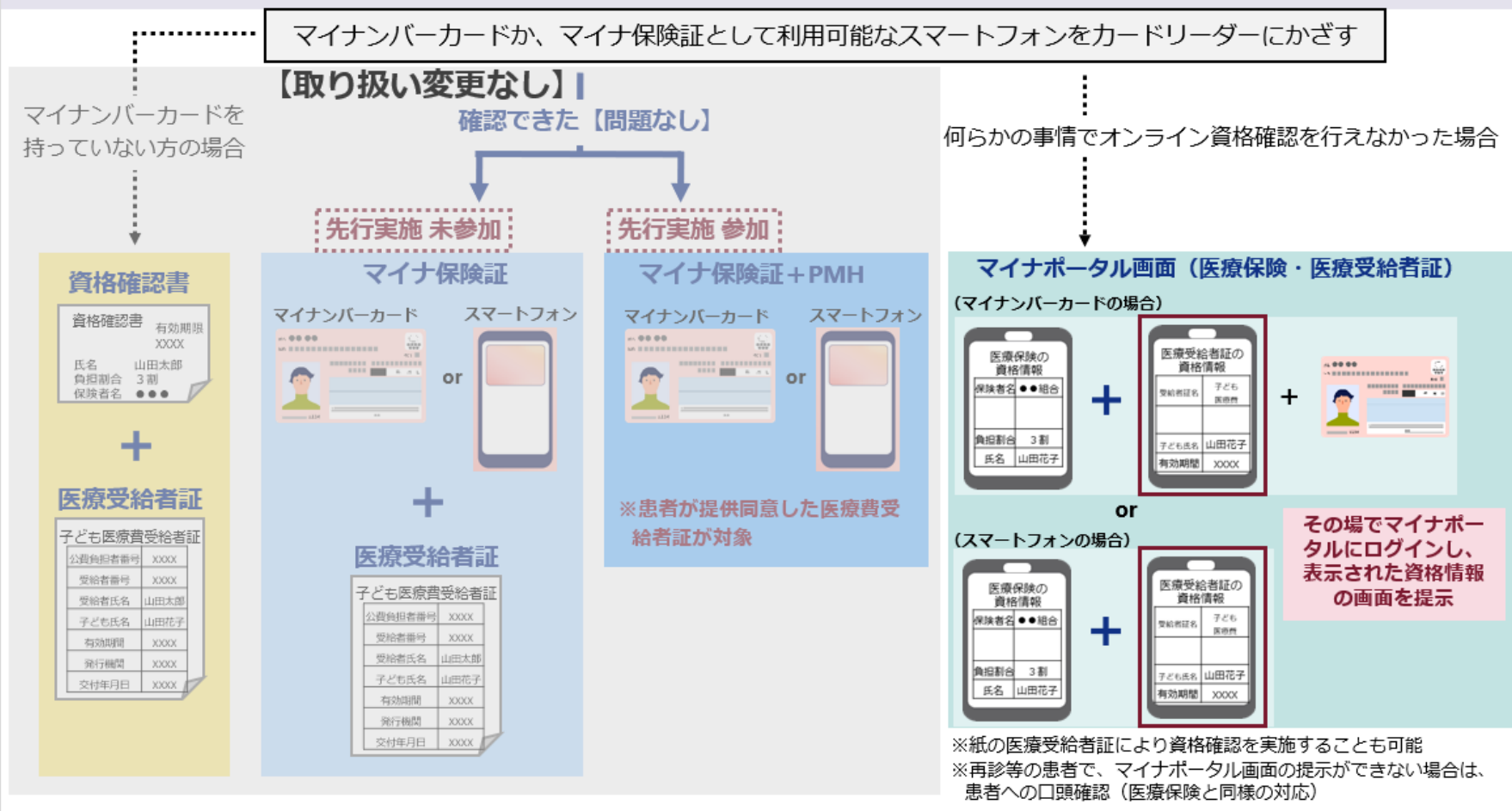
※1 医療費助成の受給資格を医療機関等でオンラインにより確認できる仕組みを、一部地域・医療機関等で先行して導入する取組

※2 Public Medical Hub：自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム

※医療受給者証を持参していない場合は現物給付不可

マイナ保険証による医療費助成の資格確認方法 ※見直し後

- 令和8年度末には、1,400を超える自治体が医療費助成のオンライン資格確認を導入予定であり、利用者の利便性向上の観点から、代替措置を設けることとしたい。
- 代替措置については、医療保険の代替措置を踏まえ、**マイナンバーカードとマイナポータルにログインし、表示された医療受給者証の画面（マイナンバーカードを搭載したスマートフォンの場合は当該画面のみ）を提示**する方法としたい。



マイナポータルにおける医療受給者証の表示画面（新旧）

<現行>

電話番号



PMH特記事項

(自己負担上限額種別またぎの合算条件)医科歯科入外、医科歯科入院、医科歯科外来、薬局、医科入外、医科入院、医科外来、歯科入外、歯科入院、歯科外来、訪問看護は合算管理の対象である。

※ この画面を医療機関等で提示しても、紙の受給者証の代わりとして利用することはできません。



<修正後> ※令和8年5月25日以降

1. 指定自立支援医療機関（以下「指定医療機関」という。）で認定を受けた医療を受診する場合は、被保険者証とともに必ずこの証を窓口へ提示してください。

※ 医療機関・薬局等でマイナ保険証の読み取りができない場合、この画面とマイナンバーカードをセットで提示することで受付ができます。
また、マイナンバーカードを搭載したスマートフォンのみをお持ちの場合は、その場でマイナポータルにログインして、この画面のみを提示することで受付ができます。

その他の記録

マイナポータルにおける健康保険証の表示画面（新旧）

<現行>

マイナンバーカードの健康保険証利用

利用登録状況

登録済

医療機関・薬局でマイナンバーカードを受付に提示できます。


[医療機関・薬局でのご利用方法](#) 

資格情報

令和5年12月24日時点

資格情報をPDFで保存

医療機関・薬局でマイナンバーカードの読み取りができない場合、この画面もしくは資格情報のPDFとマイナンバーカードをセットで提示すると受付ができます。

iPhone (Safari) でのファイル保存方法 

<修正後> ※令和8年5月25日以降

マイナンバーカードの健康保険証利用

利用登録状況

登録済


医療機関・薬局でマイナンバーカードを受付に提示できます。


[医療機関・薬局でのご利用方法](#) 

資格情報

令和5年12月24日時点

資格情報をPDFで保存  を押下するとアコーディオンが開く  で保存

医療機関・薬局等でマイナ保険証の読み取りが出来ない場合に活用できます 

iPhone (Safari) でのファイル保存方法 

区分

一般

記号

1234567890 

マイナンバーカードの健康保険証利用

利用登録状況


登録済

医療機関・薬局でマイナンバーカードを受付に提示できます。

[医療機関・薬局でのご利用方法](#) 

資格情報

令和5年12月24日時点

医療機関・薬局等でマイナ保険証の読み取りが出来ない場合に活用できます 

医療機関・薬局等でマイナ保険証の読み取りができない場合、この画面または資格情報のPDFファイルとマイナンバーカードをセットで提示することで受付ができます。
また、マイナンバーカードを搭載したスマートフォンのみをお持ちの場合は、その場でマイナポータルにログインして、この画面のみを提示することで受付ができます。